

## にいがひとゼミで提案された取組の進捗状況(優先度S事業)

優先度S：所管課で即時実施に向けて準備を進める取組(実施・検討結果を新型インフルエンザ等対策本部に報告する)

提案された取組	概要	所管課	進捗状況
来庁者への注意喚起を強化	ポスター掲示	保健センター	既存のポスター(「ゾウキリン 三密しないぞう」「咳エチケット(マスク着用)」)を本庁舎、第2庁舎の掲示可能な掲示板全てに、管財契約課とともに掲示した。
	デジタルサイネージ活用	保健センター(周知内容の検討・確認)、シティブロモーション課(デジタルサイネージの利用)	デジタルサイネージの文言の監修と問合せ先を保健センターにした。
	市ホームページの活用		感染拡大防止に向けて～窓口混雑緩和に御協力ください～部分に、「市役所や公民館等へ来所された際は、必ず手洗いまは手指消毒をお願いいたします。来庁者と職員の感染防止のため、建物内及び会話中は必ずマスクを着用してください。」の文言を追加。
消毒液の配置を再検討	入口付近等への配置	管財契約課	ロビーに設置していた消毒液を原則自動ドア風除室(一部現況に即してそれに準ずる場所)に移設済み。
ソーシャルディスタンスの確保	総合受付前などに目印のテープを設置、エレベータの人数制限(ポスターの掲示)		総合窓口前に目印テープを設置済み。
エレベータ内の密の解消	エレベータ内の立ち位置の表示		EVかご内に設置済み。
個包装のマスクを配布	着用していない来庁者への声掛け、配布		保健センターの備蓄マスクを各窓口に一定数配備する方法で検討中。
窓口用の除菌シートを設置	各カウンター、記載台へ設置		現状のハイターを見直し、保健センターで公共施設の除菌対策として備蓄予定の新たな消毒スプレーを今後調達し、総合窓口や各課に配布予定。
除菌タイムの設定	1日2回、除菌タイムを設け、庁内放送を流す。除菌ポイントを通知する。		庁内放送に音声を追加するには、職員の手ではできず別途費用がかかるため、当面は職員による館内放送で対応を人事課と検討中。
ビニールカーテンの改良	1階窓口のビニールカーテンの改良		高かった位置を下にずらすことで改良済み。
窓口ルールの設定 (1) ビニールカーテン越しの対応の徹底 (やむを得ない場合は、フェイスシールドの着用) (2) 2時間毎に窓口備品の除菌 (除菌シートの設置・庁内放送での周知も併せて実施) (3) 職員が窓口用のペンを使用することを禁止 (4) 現金・書類の受け渡し時、トレイを使用		人事課、保健センター	対策本部(第19回)において、ルール(案)を提出。承認後に全庁へ通知予定 《概要》 1 窓口等での対応 2 マスクを着用していない来庁者の対応 3 窓口備品等の除菌 4 来庁者に対する手指消毒の徹底
各課のファイルサーバー整理	12月以降(テレワーク用PCから庁内ネットワークへの接続可能)のスムーズなテレワークへの移行を視野に、ファイルサーバーを整理する。	情報システム課(全所属)	令和2年9月17日付け事務連絡「ファイルサーバ内における不要ファイルの削除等について」において、文書の保存年限に従ったファイルの削除を依頼した。併せて、ファイルサーバの5Sを実践するよう具体例を示して依頼した。
テレワーク推進員の設置	人事課主導で各課に推進員を設置する	人事課	令和2年10月5日付け事務連絡「コロナ対策推進員の設置について」において、全所属長を「コロナ対策推進員」とし、感染拡大防止にむけた各種取組の推進責任者とした。
テレワーク関係の様式等の刷新	各課で1週間単位のスケジュール表や業務選別表を作成する。		令和2年10月5日付け事務連絡「サービス対応マニュアルの一部変更について」を发出。庶務事務システムにおける勤怠管理対象者については、システム上で在宅勤務の申告を行えるようマニュアルの一部を変更した。
テレワーク人数の割振り	3・4階の部署は管理職1名・係1名が出勤し、残りはテレワークするように強制的に促す		テレワーク関連機材の導入後(12月頃)を目途に推進する。当面の間はコロナ対策推進員による在宅勤務の積極的活用を促していく。
時差出勤条件の緩和、勤務体系を3種類に分ける(昼休憩の3交代制)	誰でも時差出勤の申請を可能にする。勤務体系を3種類に分ける。		当面の間はコロナ対策推進員による混雑緩和に向けた昼休憩の分散取得を呼び掛けていく。時差通勤条件の緩和については、所管課として、働き方改革の視点での本格的導入に向けて課題(朝夕の開庁時間中の職員の確保や庶務事務システムの調整)の整理が必要と考えている。